徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町長 村 耕
編集者 河 村 清
印刷所 今津印刷所

夏を明るく
楽しく過そう

議会便り

消防団員退職報償金条例

町税条例の一部改正など

六月十一日午前九時から、定例第二回町議会が開かれました。

このたびの議会で可決せられた主な議案はつぎのとおりでした。

◎ 徳地町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について

この条例は、先般改正せられて、本年四月一日より施行せられた非常勤消防団員に対する退職報償金の支給について規定せられたものです。

この退職報償金は、消防団員として「十五年以上勤務して退職」した者に、その者の勤務年数および階級に応じて

◎十五年以上、二十年未満の者
団長、五万円、副団長、四万円
分団長、部長、班長が三万五千円
団員、三万円になっています。

◎二十年以上、二十五年未満の者
団長、六万円、副団長、五万円
分団長、部長、班長は
四万五千円
団員は四万円となっています。

◎二十五年以上の者
団長、七万円、副団長、六万円
分団長、部長、班長は
五万五千円
団員は五万円になっています。

ただし、その階級に属していた期間が二年に満たないときは、その階級のすぐ下の階級として適用せられます。

また、勤続年数には該当しても禁錮以上の刑に処せられたり、懲戒免職などの処分を受けて退職した者などには支給されないことになっております。

◎ 徳地町税条例の一部を改正する条例について

この条例の内容については六月号町報でおしらせしましたのでここでは省くことにします。

◎徳地町課設置条例の一部を改正する条例について

これは、従来経済課に属していた林務課を独立させ、新しく林務課を設置することがきめられました。

◎徳地町立小学校児童通学補助金支給条例の一部を改正する条例について

これは、昨年四月統廃合により八坂小学校に通学する野谷部落の児童の通学バス賃の定期券の金額の全額を今年四月一日から補助しようという条例です。

◎併用林道の協定（更改）について

これは、国有林林道をさきに町道として認定していましたが今回、併用林道として、大坂営林局長と協定するので、議決を求められたものです。

いずれも滑国有林に通ずる路線です。

◎一般会計補正予算について

従来は追加更正予算といいましたが、先般の地方自治法の改正で「補正予算」ということになりました。

今次の補正では、一一〇万円の増額で、歳入歳出予算とも二億四千百六十万円になりました。

このうち主なものは、消防費の四〇万円の増加で、これは消防団員退職報償金に関する町の負担金となっています。

このほか土木管理費で三〇万円の増加、総務管理費の三三万円の増加、議会費一〇万円の増加などとなっております。

◎ 特別会計、国民健康保険関係補正予算では、島地診療所の廃止に伴なう、一般会計よりの繰入金五〇万円減と診療収入の減三〇万円で、計八〇万円の減額補正予算が議決せられています。

写真は町の授与式で勲章を受ける故山本さんのお母さん

町出身者六名に

戦没者叙勲

先般、政府は戦後久しくとだえていた叙勲制度の復活をきめましたが、その第一回の叙勲者がさる四月二十五日付けで発表されました。

当町関係で初の叙勲を受けられた戦没者の方は次のとおりで、この遺族の方々に対して、七月一日町第一会議室で、町長より勲章が贈られました。

故、福田正行氏（鎖河内、父、国蔵さん）
故、桑原穣氏（船路、兄、匡夫さん）
故、木村正一氏（引谷、母、フサコさん）
故、山本久氏（八坂、弟、茂氏）
故、上野忠義氏（船路、父、義秀さん）
故、原秋良氏（三谷、父、小一さん）

叙勲は、いずれも勲八等瑞宝章でありました。

夏休みの教育サイレン

佐波郡補導連盟では、7月21日から8月31日までの夏休み期間中児童、生徒の皆さんに規律正しく楽しく暮らしてもらおうというので、例年のとおり教育サイレンの吹鳴をきめて、申入れがありました。そこで役場などのサイレン吹鳴時間を次のとおり改めますのでおしらせします。

◎ 期間

7月21日から8月31日まで。

◎ 教育サイレン吹鳴時間

1回目、午前6時＝起床
2回目、午前10時＝小学生の勉強、お手伝いの時間。
3回目、正午＝中学生の勉強やお手伝いの時間
4回目、午后4時＝この時間には水泳をやめましょう
5回目、午后6時＝どこで遊んでいても、かならず家に帰りましょう。

連続雨量二九六ミリ

五千万円の被害もたらす

6月25日～27日までの連続豪雨は、佐波川ダム管理所の調べでは連続雨量二九六ミリを記録しましたが、この洪水で町内全般にわたり大かたの被害をもたらしました。そのあらましを調べて見ますと

1 河川関係で三五カ所
被害見積り、一、三六三万余円
2 道路関係＝二六カ所
被害見積り、六七三万余円
3 農地関係＝一四カ所
農地関係＝一四カ所
三一八万円の被害
4 農道＝六カ所、二〇〇万円
頭首工、二〇カ所
5 一、〇〇〇万円の被害
6 水路、二四カ所、七八〇万円
7 橋梁、五カ所、一九〇万円
8 ため池、二カ所、五〇万円
9 林道橋梁一カ所、四〇万円
10 路面流失、五〇m、二〇万円
11 林道崩壊、一カ所、六〇万円
12 水稲冠水六七ヘクタール
三三万円の被害見積り
13 水田の流失理没、五、三ヘクタール、三一八万円

合計被害見積額、五、〇四六万円

これだけの被害をもたらしましたが、町では今年の査定を受けたのち、本格的な災害復旧を実施することにしています。なお、まだ台風期をひかえて、災害予防には十分注意してください。

夏休みは、長期間にわたり集団生活から離れるので、子どもの不良化のさざなもこの時期に芽ばえるものが多いといわれています。

家族間の温かい人間関係で、真心と愛情こめた、楽しい夏休みを過させてあげたいものです。

写真は 6月27日正午庁舎5階より写す （旧庁舎裏附近）

新潟地震の義捐金

ありがとうございました

さる六月十六日、大惨害をもたらした新潟地震による被災者の方たちへの義捐金募集に当りまして皆さまの深く温かいご同情により次のように多額の金品がよせられました。

現金
出雲地区、五六、三七五円
島地地区、三五、八〇〇円
八坂地区、三五、九八六円
柚野地区、二一、七一七円
串地区、一四、二八五円
役場職員一同、一一、六五〇円
柚木小児童一同、一、一五〇円
三谷小児童一同、一、〇〇〇円
合計金、一七七、九六三円

物品で、柚木小がノート、鉛筆

このうち現金は、日赤山口県支部を通じて、品物は、新潟市社会福祉事務所へ直送しました。

皆さまのご高志に厚くお礼申しあげます（日赤、徳地分区）

連合国占領軍等の事故による人身被害者に給付金を支給

連合国占領軍等の行為により負傷された方および、死亡された方はその遺族に対し給付金の支給業務を実施中です。

占領期間中に占領軍等の行為により人身被害を受けられた方で被害当時から現在まで、申し出をされていない方は、岩国、山口防衛施設事務所または、役場町民課に早くお申し出ください。

この法律により給付金を受ける権利は今年十二月十九日までに請求せられないと、時効によって請求権が無くなりますので、該当者は早くご連絡ください。

連合婦人会、生活改善クラブ合同の幹部研修会

町連合婦人会、生活改善クラブでは、八月一日、午前九時より堀中学校講堂で合同の幹部研修会を開催します。

多数ご参加をお待ちしています

野鳥の飼養には許可がいります

愛鳥家の方々が、野鳥類を捕獲したり、飼養されるには、知事の許可がいります。許可なしに野鳥の捕獲や飼養すると問せられます

野鳥を捕獲しようとする人、現在飼養中の人は、町林務課に申請（一羽につき一五〇円の県証紙がいる）してください。

くわしいことは林務課へおたずねください。

映写技術者講習会を開催

7月27～29日まで

山口県教育委員会、町教育委員会、吉佐視聴覚教育連盟、吉佐学校視聴覚教育連盟の共同主催で七月二十七日から二十九日までの三日間、徳地町中央公民館で、映写技術者講習会を行ないます。

受講対象者は

教職員、社会教育関係者、産業教育関係者、行政関係者、社会教育団体指導者で、年令満十八才以上の者です。

申込期限＝七月二十日まで

くわしいことは、町教育委員会にお聞きあわせください。

わが家の家計簿

体験談を募集します

貯蓄増強中央委員会、都道府県貯蓄推進委員会、日本放送協会では、第11回「わが家の家計簿」体験談を募集しています。

1 原稿は四〇〇字詰め原稿用紙四枚以内
2 募集内容
◎第一部、家計簿をつけているがまだ予算生活までにはいっていない人は、この部に応募して下さい。
◎第二部、家計簿で予算をたてこれを実行している人は、この部に応募して下さい。
3 応募原稿の送り先
山口県貯蓄推進委員会（県庁）
NHK山口放送局
日本銀行本支店、事務所
なお、応募希望者でくわしい内容の知りたい方は、役場総務課までお問いあわせください。

農委だより

農業委員会の構成きまる

先般の農業委員会委員の改選後、初の總会が六月十五日開かれ、次のとおり新しい陣容がきまりました。

会長＝原田右左エ門（藤本）
会長代理者＝伊藤援鴻（鳳凰）
農地部会長＝松村代吉（上村）
農政部会長＝有近利一（堀）
県農業会議員＝林貫一（大字伊賀地）

徳地町農業労働力調整協議会協議会長＝農業委員会会長兼務
副協議会長＝全会長代理者兼務
委員＝有近利一、林貫一、大判実一、桑原次郎吉

農業委員会は、従来二十六名で構成していましたが、七月一日の農協合併で四農協の推薦した委員四名が資格をうしないましたので現在は、会長以下二十二名になりました。

農業委員会事務局は従前どおり事務局長（経済課長）以下八名で（内四名は支所）事務を担当しています。

新農業委員会の基本方針と重点事項

◎農地の流通化の促進
農業生産の増大をはかるには経営規模の拡大をはかることが一つの要件です。そこで、農業を中心に自立を志す農家に対しては、離農家や農業縮少農家の農地等を積極的に取得あっせんをはかる。

◎農地（畑）および転用農地の高度利用化の指導
今後は、いたずらに農地の山林転用を認めないで、牧草地や果樹造成などへの転用、利用を強力に推進する。

◎農地の負貸借に関しては
農業近代化および規模拡大を基調に合法的な指導の積極化をはかる（請負耕作の研究指導）

◎農業を中心とする農家、部落の自立化の推進
農業選択の自由など個人の意志を尊重しつつ農業中心の経営農家および集団（部落）の育成に努める。

◎共同化、協業化の組織確立と推進指導
(1)経営の合理化と労力を省くため共同作業、農業機械の共同利用を推進する。
(2)農業の企業化を高めるために協業経営を促進する。
(4)水稲の集団栽培
(ロ)蓮芋、養豚、酪農、椎茸等の部分的協業。

以上の諸問題は、いずれも農業近代化をはかるための基本的なことからですが、実施については、いろいろ問題があるわけで、この問題解決への相談所が農業委員会であります。

委員会では、個人の秘密はもちろん尊重し、極秘に取りあつかいしますので、安心してご相談なさってください。

農家台帳をつくります ご協力をお願いします

昭和三十五年に作成した「農家台帳」は、毎年これを補正して有効な資料としてきましたが、最近の農業情勢の急変と農家個々の変動の激しいとき、町の諸施策と合併農協の経済活動の基本資料とするため、国の要請もあるので、きたる八月一日現在で調査のうえ農家台帳をつくることになりました。

調査員の方が農家を訪問して調査しますが、この調査は農業近代化のための基礎資料の調査ですから、個人の利益、秘密を守ることはもちろんですが、課税の資料などには絶対使いませんので、安心して御協力をお願いいたします。

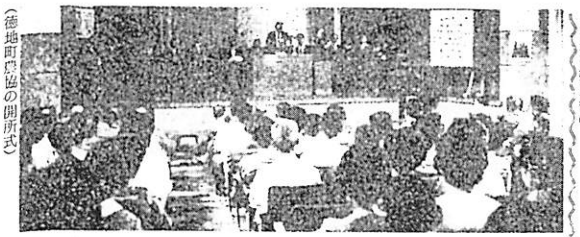
（徳地町農協の開所式）

ごあいさつ

徳地町農業協同組合　組合長理事　林　実　三

当町は、すでにご承知のとおり昭和三十年町制施行以来、農業共済組合、農業委員会などは、あいついで統合せられております。

農協におきましても一昨年以来国、県の方針と町ご当局の強力な要請とご援助によりまして、過ぐる七月一日、本町農協史上に劃期的一ページを飾る町内五農協の合併がなり、新しく「徳地町農業協同組合」が誕生いたしました。

これにより、農業振興方策の一つの形態は整ったことになりますが、しかしながら、今日に至りますまでの経過は、かならずしも平担な道ではなく、組合員各位のなかからは若干の反対の声も聞いていました。また、五単協相互の間でも利害関係や慣習の相違など、いろいろ困難な問題がありました。

しかし、関係方面の強力、懇切な指導、援助と組合員各位のご理解を頂きまして、一郡、一町、一農協の実現をみるにいたりました。

将来、徳地町農協がその団結力と強い経済力、指導体制を確立しましたあかつきには、組合員各位は申すにおよばず、各方面から寄せられたご期待に十分おこたえできるものと確信しており、各位とともに誠にご同慶にぞんずる次第であります。

私はこのたび、はからずも、新組合の初代組合長にご選任いただき、身の乏しさをもって、負荷の重任を心配しながらも、多数有志の方々の切なるご激励を受け、お引受けいたした次第であります。

この上は、老躯に鞭うって、かねての計画にしたがって、現下の町内には、次のようにたくさんの文化財があります。

◎国が指定した文化財
(イ)史跡＝野谷の石風呂（野谷）
(ロ)史跡＝佐波川関水（せきみず発電所上流）
(ハ)重要文化財＝月輪寺薬師堂（島地上村）
(ニ)天然記念物＝つるまんりよう（堀、二宮）
(ホ)重要民族資料
岸見の石風呂（上井）

◎県指定のもの
(イ)天然記念物＝妙見社の大銀杏（下八坂）
(ロ)天然記念物＝叡念寺の五葉松（島地）

◎徳地町指定の分
(イ)有形文化財＝花尾八幡宮社殿（島地）
(ロ)名勝＝白石山（引谷）
(ハ)天然記念物＝大杉（二宮）

このような文化財は、いずれも得がたい貴重なものばかりですから、大事に保存しようということで、昭和二十五年五月三十日に「文化財保護法」ができました。

町においても、昭和三十三年三月二十五日、条例第一号で「徳地町文化財保護条例」を制定し、文化財の保護活用に努めていますが、町民皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、町内文化財は今後、町報で順次御紹介いたしましょう。

さようなら防石鉄道
哀愁列車いまぞいく

6月30日午后6時36分、このとき防石鉄道が45年の歴史を閉じて徳地町地図のうえから二条の鉄道が永遠に消えさる歴史的瞬間でした。長く五色に映ゆるテープの尾を引きながら哀愁列車は静かにすべりだした。

みんなで守ろう 私たちの文化財

犯罪をなくして 明るい世の中を

毎年七月は「社会を明るくする運動」が全国でくりひろげられます。この運動は年とともに成果をあげていますが、日本の社会から犯罪を追放して、美しい国土とともに明るく、正しい社会を築くことを目標にしています。

今年の重点目標は「青少年の非行防止と保護更生」となっています。人間は、たれしも完全とはいきれません。

時には、あやまちを犯す人もあり、罪を犯す人もあります。

特に最近は、青少年の非行の増加の傾向が多くみられるようになりました。

それは、本人の意志の弱いことによるものもありますが、家庭や社会環境の影響によるものもあります。家庭の環境についてみましても、真の愛情でなく、盲目的な溺愛と放任主義によるものが、多いのではありますまいか。

人は誰しも人の子、どうなろうと知らぬ顔というような隣人愛に欠ける冷量見の小さい人々が世間には多くありはします

まいか。他人の子でも、社会の子として自分の家族の一員と同様に関心をもって、見守り指導し励ますことが必要ではありますまいか。

特に一度、あやまちを犯した人に対して、世間の目が冷たいことは、誠に寒心にたえません。

部落の中でなにか事件でもおこると、何の関係はなくても、この人達がまっ先に目標にされるのはどうしたことでしょうか？

本人は、少しでも早く更生しようと努力しているのに、こうした状況では、ふたたび暗い社会に逆もどりし、罪を重ねる結果になりましょう。

いま全国に五万人の保護司がいて、青少年の不良化防止、犯罪者の保護更生に全力をつくしています。町内にも十四人の保護司がいます。家庭の環境は、これ、後援せられる人々を結成せられ、地区更生保護婦人会も結成せられております。

また四十七人の会員組織で、佐波地区更生保護婦人会とならっています。皆さん方の御協力をお願いいたします（大西良潤民宿楽）

婦人会だより

出雲婦人会　一年の計画

この欄をかりまして、出雲婦人会の本年度計画などにつきましてお知らせいたします。

出雲婦人会は、岸見、伊賀地、堀、御所野の四地区よりなり、さらに四十の分区があって、会員数は八百余名という大世帯です。

（交通事故防止のうえから）

1　右側通行をよく守る
2　川に危険なものや汚物をすてないこと。
（人にめいわくをかけない、郷土を美しくする）

この二つの実践について、特に御協力をお願いします。

老人クラブ実践事項の
1　集会などの時間励行をする
2　祝祭日には国旗を掲げる
3　人にめいわくをかけない

老人クラブの実践事項についても、婦人会が積極的に協力、実践することを申しあわせました。

本年度の計画としましては、町連合婦人会の推進目標および実践事項を中心に、出雲婦人会の特色を生かした実践の実をあげていきたいと思います。

また、農業婦人会、生活改善クラブ、老人クラブ、青年団などとは、よく連携を保ってりっぱな婦人会でありたいと念願しています

申しあわせ実践事項

1月＝正月料理、家計簿のつけ方
1月＝中華料理または鶏料理（附）テーブルマナー
2月＝町談会傍聴
3月＝閉講式
話しあい、反省
このほかレクリエーションも加えて、楽しく有意義な婦人学級にするよう計画してあります。

皆さんの御協力をお願いします

（出雲婦人会長、伊藤音子）

婦人学級の学習内容

4月＝開講式
5月＝スピード料理
7月＝婦人と健康に関する講話
8月＝(1)婦人と政治に関する講話
(2)秋野菜の作り方
9月＝家庭教育に関する講話
11月＝明るい家庭づくりについて
12月＝正月料理、家計簿のつけ方
六六討志による話しあい
のフィルム、フォーラム
およびフィルム、フォーラム

規律ある生活で 夏を明るく　楽しく

いよいよ夏の陽さしも強くなってきました。

ぐれん隊やヨッパライによる小暴力、少年非行や水の事故なども目立って増える時期です。

夏を明るく、楽しく過すために日常の行ないを節度正しくすることが肝じんです。

◎夜道はできるだけ人通りの多い明るい道を選びましょう。

◎暑くても、身だしなみをキチンとしましょう。特に女性は男性の好奇心をちょう発しないような清素な服装を守りましょう。

◎夜間の戸じまりを十分にしましょう。

◎夏休み中、子どもに生活の計画をたてさせ、規律ある行動を指導しましょう。

◎子どもたちのよくない行ないや危険な遊びを見かけたときは注意してやりましょう。